

平成 25 年度
国 政 に 関 す る 要 望

平成 24 年 10 月

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員等名簿

平成 24 年 10 月 5 日

役職名	定数	氏名		備考
会長	1	海老名市長	内野 優	総務部会長
副会長	3	綾瀬市長	笠間城治郎	全国市長会評議員(財政)
		逗子市長	平井 竜一	
顧問	—	横浜市長	林 文子	
		川崎市長	阿部 孝夫	
		相模原市長	加山 俊夫	
相談役	—	茅ヶ崎市長	服部 信明	全国市長会理事(経済)
常任理事	若干名	川崎市長	阿部 孝夫	全国市長会理事(財政)
		三浦市長	吉田 英男	全国市長会評議員(経済)
		秦野市長	古谷 義幸	全国市長会評議員(社文)
		厚木市長	小林 常良	全国市長会評議員(行政)
		大和市長	大木 哲	全国市長会関東支部理事
理事	若干名	藤沢市長	鈴木 恒夫	行政部会長
		鎌倉市長	松尾 崇	財政部会長
		横須賀市長	吉田 雄人	厚生労働部会長
		南足柄市長	加藤 修平	社会文教部会長
		平塚市長	落合 克宏	経済部会長
監事	2	小田原市長	加藤 憲一	
		座間市長	遠藤 三紀夫	
		伊勢原市長	高山 松太郎	
常務理事	1	事務局長	小野間 重雄	

※ 任期は、平成 26 年 3 月 31 日まで

要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、地方分権に関わる論議とその具体的な取り組みが、これまで以上のスピードで展開していこうとしている一方、依然として先行きの見えない経済情勢の悪化により、今年度も大きく税収が落ち込むなか、県内都市自治体では、生活保護などの扶助費や医療保険等社会保障に係る経費の大きな伸びへの対応をはじめとした喫緊かつ多種多様な課題に対して、引き続きこれまで以上に創意と工夫をもって対処していますが、単独の都市では解決できない課題も少なくありません。

また、東日本大震災から1年半が経過しましたが、被災地では、依然として、がれきの処理や働く場所の確保、社会基盤の整備など、復興に向けた課題が山積しています。

この要望書は、県内各都市で取り組んでいる主要な施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、国における平成25年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、県内各都市から提出された130件の要望を取りまとめたものです。

市民一人ひとりが安心して暮らせる明るい社会とするため、県内各都市の実情をご理解いただき、都市行政の充実と発展のため、各要望事項についてより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年10月16日

神奈川県市長会

会長 内野 優

目 次

要望事項

（行財政分野）	頁
1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について	1
（厚生労働分野）	
2 社会福祉施策の充実について	3
（社会文教分野）	
3 教育行政の充実について	6
4 基地対策の促進について	7
5 生活環境の整備促進について	9
（経済分野）	
6 都市基盤の整備等について	10

東日本大震災関係要望事項

（東日本大震災関係）	
7 東日本大震災への対応について	13

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

要 望 事 項

1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について

真の分権型社会を実現するためには、地方への権限移譲の推進や、地域の実情に即した自主的、自立的な行財政運営ができるよう、国と地方の役割分担に応じた都市税財源の充実強化が必要不可欠である。

しかしながら、昨今の地方自治体を取り巻く地域経済の状況は、百年に一度と言われる金融危機に端を発した世界的な景気後退により危機的状況は依然として続いており、地方自治体は税収が大幅に落ち込む中、地域経済活性化のために引き続き様々な企業支援や雇用確保などの緊急経済対策を講じることが求められている。

一方、福祉、医療などの社会保障関係費が増大する中で、日常生活に欠くことのできない教育、安全などの経費等についての見直しも余儀なくされるなど、財政状況の悪化により住民サービスへの影響が懸念される。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市税財源の充実強化について

ア 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応できるよう、真の分権型社会の実現のための改革を着実に推進し、国から地方、都道府県から市町村に権限を早期に移譲するとともに、義務付け・枠付けについて、廃止を基本とした更なる見直しを行うこと。

また、国から地方への権限移譲による新たな事務権限に応じた国と地方の税源配分の是正の積極的かつ計画的な推進と、さらなる都市税源の拡充を図ること。**一部新規**
イ 指定都市に関しては、現行制度で国や道府県の事務とされているものも含め、地方が行うべき事務の全てを一元的に担い、その役割分担に見合う自主財源が制度的に保障される新たな大都市制度を創設すること。**一部新規**

ウ 地域自主戦略交付金は、税源移譲までの経過措置とし、その工程を明確にするとともに、すべての団体に対して必要額が確実に交付される仕組みとし、国の財源捻出の手段として総額の削減及び配分にあたって財政力による調整や条件不利地域への過度な配慮を行わないこと。

なお、税源移譲までの間、同交付金を継続する場合は、国の関与を最小限にとどめ、対象となる補助金の拡大や要件の緩和により、地方にとってより自由度の高い、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう、地方の意見を聞きながら不断の見直しを行うこと。

また、平成 25 年度からの一般市町村に対する同交付金の導入については、平成 25 年度予算編成に支障が来さないよう早期に対象事業等の情報提供を行うこと。

一部新規

エ 現在の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

オ 国の出先機関については、政府の方針である「出先機関の原則廃止」に向けた具体的な工程を明らかにしたうえで、事務・権限と税財源を一体的に移譲するとともに、人員の移管について地方と十分協議すること。**新規**

カ 国と地方の協議の場については、国と地方が対等な立場で協議を行い、地方自治に影響を及ぼす国の政策に地方の意見を反映させるため、政策の立案の段階から、法に基づく分科会も含め、協議事項について十分に説明するなど、実効性のある協議の運営を行うこと。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加えるように見直しを行うこと。**新規**

キ 社会保障と税の一体改革に関して、地方税財政制度の見直しにあたっては、都市の税財源の拡充を図ること。**新規**

ク 診療報酬の消費税について、現在非課税となっているものを課税またはゼロ税率課税にするよう見直しを図ること。**新規**

(2) 地方交付税について

ア 現行の交付税算定方法では、都市部特有の事情により行政コストが高まるものについて、財政需要が反映されていないため、交付税算定に適切に反映させる仕組みを構築すること。

また、国の財源不足額を補てんするため、地方が発行する臨時財政対策債制度は平成26年度以降廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引上げ等によって対応し、交付税として直接交付されるように見直しを行うこと。**新規**

イ 消費税増税は目的税化することとしているため、地方交付税額が減額となることのないよう制度を創設すること。**新規**

(3) 地方債について

都市基盤施設や公共施設など社会資本の老朽化に伴う再整備事業に対して、起債充当率の充実など地方債制度を拡充すること。

(4) 消防・救急無線のデジタル化について

消防・救急無線のデジタル化を周波数使用期限までに完了するため、財政措置を拡充するとともに、補助金の措置を継続すること。**一部新規**

2 社会福祉施策の充実について

我が国は世界に誇れる国民皆保険制度を採用しており、その結果、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。しかしながら、少子高齢化の進行は社会経済や社会保障へも影響を及ぼし、地域住民の福祉に対するニーズをますます多様化させている。

こうした中、特に、地域における充実した子育て支援施策や障害者の自立支援及び社会参加の支援など、将来にわたり持続可能な医療施策や福祉対策が強く求められている。

都市自治体は、ぬくもりのある福祉社会の構築と健康を支える保健医療の充実に向けて不斷の努力を継続しているものの、近年の経済の低迷や少子高齢化などの影響で厳しい財政運営を強いられている。このため、社会福祉制度の長期的安定を図るには、早期の抜本的見直しが急務である。

また、労働情勢は回復の目処が立たず、有効求人倍率は低調なレベルで横ばい状態であり、完全失業者も増加している。今後も厳しい雇用状況は続くと想定されるため、県及び市町村が足並みを揃えて、労働施策に取り組める環境を整備する必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 介護保険制度について

- ア 介護給付費国庫負担金を法定どおり 25% 確保し、調整交付金については別枠で措置するよう、財政的支援を見直すこと。
- イ 高齢者人口の増加に伴い、介護給付費の増加が著しいことから、今後、国、自治体、被保険者の費用負担のあり方を含め、持続可能な介護保険制度となるよう、十分かつ適正な財政措置を講じること。**新規**
- ウ 介護保険適用除外施設から他の市町村に所在する介護保険施設等に入所した場合、介護保険適用除外施設入所前の市町村が保険給付を行なうこととする等必要な措置を講じること。**新規**

(2) 国民健康保険制度について

- ア 国民健康保険の構造的課題を解決するため、医療保険制度を一本化するなどの抜本的改革を早期に実現すること。 また、改革が実現するまでの間は、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、一般会計からの繰り入れに対する財政措置、普通調整交付金（医療分）の算定方法の見直し、国庫負担の引き上げやシステム改修経費などの財政措置を講じるとともに、広域的な事業の一元化を推進すること。 **一部新規**
- イ 特定健康診査等の費用において、補助基準単価と契約単価のかい離が生じた場合は、保険者の負担が大きくなることから、基準単価については実情に見合った額を設定すること。また、転居や就職等に伴い、加入する医療保険が変更となった場合であっても、対象者全員が特定健康診査等を受けられるようにすること。

(3) 少子化対策について

- ア 放課後児童健全育成事業にかかる補助金について、指導員の雇用安定を図るための補助基準の項目創設と財政措置を図ること。また、障害児加算について、複数児童の受け入れに対応するための財政措置を図ること。
- イ 子育て支援のため、国策として小児医療費助成制度を創設すること。

- ウ 次世代育成支援対策交付金及び次世代育成支援対策施設整備費交付金については、交付金化する以前の補助負担金額を確保して、確実に税源移譲すること。
- エ 子ども手当から児童手当への制度改革にあたり、国と地方の負担割合が見直されたが、市町村にとっては、依然として重い負担であることから、全額国庫負担すること。**一部新規**
- オ 「子ども・子育て関連3法」に基づく取り組みの実施にあたり、「子ども・子育て包括交付金(仮称)」については、地方自治体が地域の実情に応じた保育サービス等の提供ができるよう、使途を弾力化することを担保する交付金とすること。また、利用者、事業者、地方自治体が新たな制度への移行が円滑にできるよう、十分かつ適切な準備期間を確保し、あわせて事務的経費等についても必要な財源措置を講ずること。**新規**
- カ 安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、妊婦健康診査に対する恒久的な国庫補助制度を創設すること。
- キ 安心こども基金について、恒久的な継続を図るとともに、基金のみを財源とする事業の実施、市独自の基準による地方単独保育施設や公立保育所の施設整備についても補助対象とするなど事業内容の改善を図ること。また、小規模の事業所内保育施設に対する補助や、事業所内保育施設の雇用労働者以外への利用拡大など補助要件の緩和を図ること。**一部新規**
- ク 不妊症及び不育症治療については、医療費の個人負担が通常の妊娠出産までと比べると高額なため、医療保険を適用させるなど、治療の実情に応じた新たな国の施策として費用の助成を図ること。**新規**

(4) 障害者福祉施策について

- ア 障害者保健福祉施策の制度改革にあたっては、新たに生じる市町村の負担に対し、確実な財政措置を講じるとともに、新制度への移行準備が円滑に行えるよう、必要な情報提供を速やかに行うこと。**一部新規**
- イ 重度障害者の生活の安定と福祉の増進を図るために、国策として身体・知的・精神障害者の重度障害者医療費助成制度を創設すること。

(5) 地域保健医療対策の充実について

- ア 産科、小児科及び救急医療に携わる医師及び看護師の不足を解消するため、新臨床研修医制度の見直し、女性を含めた医師が充実して働くことのできる医療環境の整備、看護師等修学資金の拡充など看護師を養成する機会の充実、女性医師及び看護師の復職を支援、医師が都市部に集中しないシステムの構築など、早急に医師及び看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。**一部新規**
- イ 病床過剰地域の指定根拠の見直しについて、早急に取り組むこと。
- ウ 救命救急センター運営費補助金については、国庫補助金（医療提供体制推進事業費補助金）があるが、市立病院については対象外とされているため、この対象に含め、救命救急センター運営費に対する財政措置を講じること。

エ 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン予防接種を定期予防接種として位置付けること。また、先行して正式に定期接種化が決まったポリオ不活性ワクチンを含め、予防接種に係る経費は交付税対象とせず、全額国負担とするなど適正な措置を図ること。**一部新規**

オ 軽症から急性期まで様々な症状に応じた医療連携体制を強化するため、既存の休日夜間診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助、医師が都市部に集中しないシステムの構築など、総合的な救急医療体制の整備・拡充を図ること。**新規**

(6) 生活保護制度について

生活保護費負担金は、全額国庫負担とすること。さらに、雇用労働施策や年金制度など社会保障制度全般の再構築、生活保護の給付水準が最低賃金で就労した場合に得られる収入を上回る逆転現象の解消など、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。また、本来生活保護法の適用対象とならない外国人については、全額国庫負担とすること。

(7) 雇用創出関連事業の推進について

地域若者サポートステーションの運営について、委託期間を複数年度に改めること。また、事業の実施においては、ジョブトレーニングなどの「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置に係る所要経費を、全額国庫負担とするよう措置を講じること。**新規**

(8) 市民後見推進事業の継続及び拡充について

市民後見人の養成等市町村における体制の整備を推進していくため、市民後見推進事業の継続及び予算の拡充を図ること。**新規**

3 教育行政の充実について

学校教育は、人々の暮らしや価値観が多様化した時代に対応するため、地域に根ざした特色ある教育が求められるとともに、従来地域や家庭が担ってきた役割も含めた幅広い要望への対応が求められている。

こうした中においても、子どもたちが持つ個々の可能性を導き出し、豊かな人間性や創造性を育むために、初等中等教育が担う役割は非常に重要であり、その充実は欠かせないものである。

現在、学校現場では、学力向上、心の教育、開かれた学校づくり、多様化する教育内容・方法への対応等多くの教育課題の解決に向けて努力しているところであるが、その解決のためには、教職員定数の拡充等が不可欠である。

また、子どもたちが安心して学ぶため、老朽化した学校施設の整備も急務となっている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 学校教育施策の充実について

ア 子どもたちの学校生活や災害時における安全性を確保するため、施設の老朽化に伴い必要とされる施設整備に対する国庫補助事業（補助率、補助対象額）の拡充を図ること。また、学校施設環境改善交付金のうち、大規模改造事業に関する補助対象範囲の拡大と下限額の引き下げを図ること。**一部新規**

イ 入院している児童・生徒の学習権を保障するため、病虚弱学級においては在籍の有無を問わない特例を認めるなど、保護者や児童・生徒の不安を解消し、安心して入級できるシステムを構築すること。

(2) 就学援助費（準要保護援助費）の国庫補助の実施について

教育への機会均等を図るため、市費単独事業として実施している就学援助費（準要保護援助費）について、国庫補助対象とすること。

(3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園就園奨励費について、都市自治体に超過負担が生じないよう十分な財源措置を講じ、補助率の上限どおりの額を交付すること。**新規**

4 基地対策の促進について

神奈川県内には 14箇所約 20.8 km²に及ぶ米軍基地があり、いずれも人口密集地に位置している。基地が存在することで、周辺の住民は航空機騒音や度重なる部品落下、墜落事故などの不安に悩まされているとともに、生活環境の保全や都市基盤整備においても著しい障害となり、日常生活やまちづくりに大きな影響を受けている。このため、住民は安全と福祉、良好な生活環境を確保するために、基地の早期返還を切実に願っている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 基地の返還等について

- ア 市民の長年にわたる負担を解消するため、米軍基地の整理、縮小、返還を図るとともに、市民生活の不便解消や計画的なまちづくりを進めるうえで緊急に必要な箇所については、早期に返還を実現すること。
- イ 在日米軍再編の最終報告において示された、厚木基地に係る空母艦載機の移駐を平成 26 年までに早期かつ着実に実施するとともに、移駐後の厚木基地の運用面等についても、速やかに明らかにするとともに、日米合同委員会で承認されている厚木飛行場周辺の航空機の騒音制限措置は、既に 40 年以上経過し、飛行場周辺の住宅の密集化、航空機の機種変更による騒音被害の拡大など現状にそぐわないと認め、見直しを図ること。**一部新規**
- ウ 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、今まで選定されていないことから、これまでの取組状況を明らかにするとともに、当該施設の早期選定を実施すること。
- エ 平成 22 年 9 月 30 日に日米合同委員会において正式合意された池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地約 40ha について、早期返還を実現すること。また、返還までの間、無償での共同使用をするため、平成 23 年 11 月に日米合同委員会において合意された共同使用にあたっての基本的な条件等に基づき、共同使用申請に対する日米合同委員会の承認を得ること。**一部新規**
- オ 米軍返還施設の跡地利用について、地方自治体への国有地の譲与、無償貸与など財政上の優遇措置を講じること。

(2) 基地騒音対策について

- ア 日米両政府間において了解事項とされているとおり、厚木基地の夜間連続離着陸訓練（NLP）及びNLP同様の激しい騒音を伴う訓練については、硫黄島訓練施設で実施し、騒音の解消に努めるとともに、NLP同様に事前に情報を提供すること。
- イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。
- ウ 東日本大震災以降、市民の節電意識の高まりから、夏場のエアコン使用を控えて窓を開放することにより、騒音の増大が予測されるため、騒音軽減策を積極的に講じること。**新規**

(3) 基地交付金に係る予算の増額について

基地交付金の対象資産額に対する固定資産税相当額の交付が可能となるよう、予算の増額に努めること。

(4) 基地周辺対策経費に係る予算の増額について

基地周辺対策経費について、基地周辺地域の実情に適合した生活環境等の整備の積極的な推進を図るため、所要額の確保に努めるとともに、予算の増額を図り、各自治体の実情に応じた柔軟な対応が可能となる施策とすること。

(5) 基地周辺住民及び自治体への支援について

長年にわたり基地の負担を担ってきた住民及び自治体に対しても、基地再編の円滑な実施に向けた法整備で新たな負担が増加する自治体を対象とした支援策と同様の措置を講じること。

5 生活環境の整備促進について

地域社会における快適な生活環境づくりを推進するためには、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた資源循環型社会をめざした総合的な廃棄物政策を推進することが重要である。

また、地球温暖化が深刻化しつつある現在、環境と経済がともに向上・発展する仕組みを作るためには、人々が二酸化炭素の排出削減により一層取り組める環境の整備が必要である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 廃棄物処理対策について

- ア 廃棄物処理施設の整備に伴う既存の廃焼却施設の解体費は、すべて循環型社会形成推進交付金の交付対象とすること。
- イ 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める交付率による交付金額を確保するよう予算措置を講じること。
- ウ 容器包装リサイクル制度について、事業者責任の強化・明確化を図るため、制度の見直しを行うとともに、再商品化コストの低減が図られるよう、再商品化手法についても、都市自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。**新規**

(2) 家電リサイクル法について

「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の対象となる家電製品の不法投棄を防止するため、リサイクル費用を、現在の廃棄時に支払う方式から購入時に支払う「前払い方式」へ制度の見直しを行うこと。**新規**

(3) 低炭素社会構築に向けた都市基盤整備に対する国施策の実施及び支援の充実について

逼迫した地球温暖化問題に対応するため、低炭素社会を構築するための都市づくりに向け、エネルギーの地産地消等を進める先導的な環境創造まちづくりや鉄道、LRTなど環境に配慮した鉄軌道の整備促進まちづくりに対して、国施策の積極的な実施や制度・財政面における支援の充実を図ること。

6 都市基盤の整備等について

都市自治体は、個性と活力にあふれ、豊かさを実感できる地域社会の実現に努力しているが、少子高齢化への対応や経済の活性化を図るため、都市基盤の整備を一層進めていく必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) まちづくり等の推進について

- ア 従来のPFI制度に基づく国庫補助事業の採択実績を増やすとともに、PFI的な手法を含めた新たなPPP事業についても国庫補助の対象として拡大を図ること。また、PFIに必要なコンサルタント費用についての補助制度の活用を拡大するとともに、各事業のPFI導入マニュアル等のガイドラインを作成するなどPFIの導入をしやすい環境を整備すること。
- イ 中心市街地の整備を促進するため、都市計画決定された都市施設の用地取得に関する制度の緩和及び事業費の拡充を図ること。**新規**
- ウ 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体にとって、自由度が高く、まちづくりにおいて創意工夫が活かせる制度とし、十分な予算額を確保するとともに、申請のあつた交付対象団体等には、社会資本整備総合交付金交付要綱等に定める交付金額を交付すること。また、平成25年度までとなっている狭あい道路整備等促進事業について、事業期間の継続を図ること。**一部新規**

(2) 都市緑地の保全について

古都の歴史的風土保存のため、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、引き続き積極的な対応を図ること。

また、地域制緑地の適正な維持管理に対する支援制度を創設するとともに、真の分権型社会の実現のための改革における、緑地保全に係る市への事務事業の移譲に伴う支援体制を確立すること。**一部新規**

(3) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における国庫補助採択要件の引き下げと、それに伴う財源を確保すること。

(4) 下水道の整備促進について

老朽化する下水道施設の更新事業費の増大が見込まれるため、全ての下水道施設（管きょ、土木・建築施設、設備）を補助対象とした下水道長寿命化支援制度の拡充を図るとともに必要な財源を確保すること。

(5) 河川等治水事業の推進について

大雨や地震等の災害発生時における河川の増水・津波の遡上から、流域住民の生命、財産を守り、安全で住み良い生活環境を確保するため、整備の遅れている相模川左岸の築堤整備を早期に実現すること。

また、津波が遡上した際、相模川及び小出川に不法係留されているプレジャーボートが被害拡大の要因となる恐れがあるため、早急に対策を講じること。

(6) 港湾・海岸の整備促進について

- ア 相模湾沿岸の侵食対策において、早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。
- イ 安全かつ効果的な都市型漁港づくりのため、漁港整備の推進及び予算枠の確保を図ること。
- ウ 国際コンテナ物流への競争力強化に対する施策の充実と財政措置の拡充を図ること。
- エ 港湾物流機能強化に資する臨海部と背後圏を連絡する臨港交通施設を充実すること。
- オ 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。
- カ 港湾施設の老朽化に対応した維持管理に必要な財政措置及び施設の延命化に係る事業の拡充を図ること。
- キ 災害時における国を含めた港間連携協働体制を早期に確立すること。
- ク 水上オートバイによる死亡・傷害事故が多発していることから、利用に関する法体制を整備し厳正な対応をするとともに、法令及びルールの周知徹底を図ること。

(7) 道路の整備促進について

- ア 慢性的な交通渋滞の解消や沿線住民の住環境の向上を図るため、国道357号、さがみ縦貫道路、横浜湘南道路、高速横浜環状南線及び厚木秦野道路について早期に整備するとともに、整備にあたっては、安定した財源を確保し、環境等にも配慮すること。
また、県が事業主体である三浦縦貫道路Ⅱ期区間、さらに横浜市内で事業中である高速横浜環状北線、高速横浜環状北西線が早期に整備されるよう、積極的に支援すること。**一部新規**
- イ 国道1号及び国道134号の慢性的な交通渋滞解消を図り、良好な交通環境を確保するため、残る新湘南国道Ⅱ期事業の早期整備を実施すること。**新規**
- ウ 第一東海自動車道の(仮称)綾瀬インターチェンジは、スマートインターチェンジ「高速道路利便増進事業」制度を活用して整備する検討を進めているため、スマートインターチェンジ整備について、早期かつ確実に実現できるよう一層の事業費確保及び支援を行うこと。
- エ 横浜横須賀道路の横須賀パーキングエリア周辺におけるスマートインターチェンジ整備については、神奈川県、国土交通省関東地方整備局、東日本高速道路株式会社による土地利用、産業政策、交通動態等の地域計画についての広域的な検討など、設置に向けての一連の手続きを推進し、早期整備を図ること。**新規**

(8) 運輸・交通施策について

- ア 京浜急行大師線連続立体交差事業は、社会資本整備総合交付金により連立採択基準は緩和されましたが、引き続き、円滑に事業を推進するためにも地域の実情にあった財政措置を講じること。
- イ 地域経済活性化などのため、横浜横須賀道路や三浦縦貫道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路の通行料金の値下げを、整備中の他の路線に影響がないよう行うこと。
- ウ 河川の渡河橋に生じているボトルネックを解消し、スムーズな地域間交流を確保するため、既存の高速道路を地域住民の負担無く生活道路として利用できるよう、渡河に限定された区間について高速道路通行料金を減額すること。 **一部新規**
- エ 平成22年6月から平成23年6月末まで実施された新湘南国道無料化の本格実施を含む料金体系の見直しを行うとともに、交通量の増加に伴い発生する騒音対策を講じること。 **新規**
- オ 小型車両（ワゴン車両）による一般乗合旅客運送事業の実施については、乗車定員が11人以上15人以下であっても乗車定員11人未満と同じ条件で事業を実施することができるようにするため、車両の基準等についても地域公共交通会議の協議事項に含めること。また、狭隘道路を運行でき、常時10人～15人程度の定員を確保しつつ、バリアフリーに対応した乗合事業用車両の仕様を国産車についても標準化すること。
新規

(9) 農業振興の推進について

農振農用地区域として認められる土地利用について、地域の特性を活かした農業振興や都市農業における農業経営の多様化にも配慮し、地産地消を促進する農産物直売施設や、農作業体験施設、また、地域農業の振興と関係の深い農業教育施設や農業技術研究施設、農家の家計を支えるための施設の他、公共事業により移転を余儀なくされた農家住宅なども対象とするよう基準を緩和すること。 **一部新規**

(10) 公契約に関する法律の整備について

公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件確保をするため、国は公契約に関する法律整備を速やかに講じること。

東日本大震災関係要望事項

7 東日本大震災への対応について

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、広範な地域に多大なる被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散は、各地の市民生活に深刻な影響を与えている。

こうした中、被災地域の震災からの速やかな復興を図るためにも、地方自治体が地域の実情に即して被災地域への支援等を行うことが必要である。また、今後いつ、どこで起こるかも分からぬ大地震への対応は、各都市において喫緊の課題である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 支援自治体支援の体制について

東日本大震災の被災者の自立生活・被災企業等の自立生産活動、復興に向けて、各自治体として独自に住宅・就労・商業支援等総合的な支援を行っているが、福島第一原子力発電所事故の終息の目途も立たず支援の長期化が見込まれており、各自治体だけでの支援には限界があるため、国の責任において、支援の長期化を見据えた制度設計や財政措置等の総合的な支援策の早期具現化を図ること。**一部新規**

(2) 支援自治体への財政措置について

災害時帰宅困難者対策について、地方自治体への財政措置を講じること。

(3) 地震防災対策のための補助制度について

ア 地方自治体は、東日本大震災と同程度の地震発生を想定した幅広い内容の震災対策が必要であるが、その対策には膨大な費用が伴うため、多岐にわたる防災対策に対応した補助制度を創設すること。**新規**

イ 国の補助制度に先行して実施した地震防災対策事業に対する補助制度を創設すること。**新規**

(4) 防災計画・体制について

ア 東日本大震災の教訓を踏まえ、早急に防災基本計画及び防災指針を見直し、原子力災害対策や津波対策等に、より実効性のある対応を可能とする体制を構築すること。

イ 臨海部における液状化対策への取り組み方針を国が責任を持って示すこと。**新規**

ウ 東日本大震災の被害経験を反映し、地域防災計画の津波浸水予測を含む地震被害想定の見直しを行うよう、都道府県に対する指導を行うとともに、見直し結果を反映した新たな防災対策の推進にあたっては、市町村に対し必要な財政支援を行うこと。

一部新規

エ 相模湾沿岸の相模川河口流域、東京湾をはじめ主要箇所にG P S 波浪計を早期に設置して、海面状態の監視または津波の観測を行うこと。また、神奈川県及び相模湾沿岸各市町が実施する津波対策に係る事業について、補助金等の財政措置を講じること。

オ 東日本大震災後の津波浸水想定の見直しにより、災害に強いまちづくりを推進するため、専門家の派遣などの支援体制を確立すること。**新規**

カ 地域防災計画に基づく災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材の備蓄の増強を図るための費用について、支援制度を創設すること。**新規**

キ 東日本大震災後の津波浸水想定の見直しに対応するため、地域住民に対し迅速かつ正確な情報伝達手段の拡充や、避難のための施設・避難路等の整備に対し、支援体制を確立すること。**新規**

ク 東日本大震災時の状況を踏まえ、住民への情報伝達の重要性をとらえ、防災行政用無線の屋外拡声子局の増設に係る補助金等の全面的な財政措置を講じるとともに、防災行政用無線を補完する情報伝達手段が、全ての住民に対して機能する一元的な情報伝達システム等の速やかな開発を行い、さらには各自治体が被災直後から国に先行して行ってきた情報伝達に係る整備について、補助金等の財政措置を遡って講じること。**新規**

ケ 東日本大震災の経過等を踏まえ、消防防災通信基盤施設整備費補助金に市町村及び地域防災の中核的存在である消防団の通信施設等の整備費についても補助対象とすること。**新規**

(5) 液状化被災者の支援に係る被災者生活再建支援制度の要件緩和について

被災者生活再建支援制度について、適用自治体の世帯要件の緩和及び付帯施設等への適用対象の拡充を図ること。**新規**

(6) 地域自殺対策緊急強化事業について

自殺者のない地域づくりを推進するため、また東日本大震災の発生に伴う被害により、自殺者の増加が懸念されることから、自殺対策基本法に基づき市町村が実施する自殺対策事業に対し、恒久的な国庫補助制度の創設を行うこと。**一部新規**

(7) 小中学校における放射線対策について

学校給食を安全に安心して提供できるよう、食品の市場流通段階におけるモニタリング検査のさらなる充実・強化と情報の積極的かつ適切な公表を行うとともに、児童生徒に与える影響の明確な見解を示して保護者に対する不安の解消に努めること。**新規**

(8) 放射性物質による局所的な汚染箇所の除染対策について

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されていない都市自治体においても、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による、放射線値の比較的高い箇所（ホットスポット）の除染基準と役割を明示するとともに、除染に要する費用の全額を国において負担すること。**新規**

(9) 放射性物質が含まれた汚泥等への対策について

放射性物質汚染対処特措法第7条に基づく指定地域（年間被爆線量1ミリシーベルト以上）以外の地域における放射性物質汚染対策について、土壤等の除染措置及び除染後の泥や枯葉の保管及び処分方法等に関する事項を定めた基準の早期制定を図ること。

また、放射性物質（放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の低濃度の場合も含む）を含んだ下水汚泥焼却灰や一般廃棄物の焼却灰、並びに側溝や集水マス、小中学校の屋上等に溜まった土砂等の堆積物について、国が具体的な処分方法を明示し、最終処分場の確保をすること。併せて、国が示した基準や基

準に基づく処分等の安全性について、国民への十分な周知を図ること。

さらに、これらに係る費用については、上下水道に係るものと除くものについて、平成23年度末までに要した経費は特別交付税による措置がなされたところであるが、平成24年度以降に要した経費についても同様の対応とし、上下水道に係るものについても速やかに賠償されるよう措置を講じること。**新規**

(10) 放射線量及び放射性物質の測定調査等への費用補償について

安全確認のために地方公共団体が実施している放射線量及び放射性物質の測定調査などに要する費用について、早期に補償されるよう必要な措置を講じること。

新規

(11) 旧耐震基準住宅の耐震化に係る国庫補助金の拡充について

旧耐震基準住宅の耐震化を推進するため、改修工事に係る費用に対する国庫補助金の拡充を図ること。**新規**

(12) 公共基準点の改定に伴う支援制度の創設について

東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について、新たな国の支援制度を創設すること。**新規**